

刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書（要約版）

（意見の趣旨）

再審手続に関する刑事訴訟法及び刑事訴訟法施行法の規定を速やかに改正すべきである。

（意見の理由）

第1 再審法改正の必要性と緊急性

1 はじめにーこれまでの再審法改正の動きについて

当連合会では、1962年（昭和37年）に改正要綱を発表して以降、再審法改正の実現に向けて努力してきた。しかし、現行刑事訴訟法が施行されてから70年以上にわたり、再審法は一度も改正されていない。

2 再審法改正の必要性と緊急性

(1) いわゆる「再審格差」

現行刑事訴訟法では、再審手続に関する規定は19か条しかないため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって区々であり、いわゆる「再審格差」と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れている。

(2) 再審における証拠開示

現行刑事訴訟法には、再審における証拠開示について定めた明文の規定が存在せず、証拠開示の範囲等について裁判所によって大きな格差が生じているので、再審における証拠開示の法制化が急務である（2016年（平成28年）改正刑事訴訟法の附則第9条3項参照）。

(3) 再審開始決定に対する検察官の不服申立て

再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって、えん罪被害者の早期救済が妨げられる事案が発生していることから、これを速やかに是正する必要性が高い。

(4) 再審請求手続の長期化と再審請求人の高齢化

えん罪被害者本人やその親族は相当の高齢となっていることから、速やかに再審法の改正が行われる必要がある。

第2 改正案の基本的な視点

1 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大

白鳥・財田川決定の趣旨（新旧全証拠の総合評価と「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用）を明文化することとした。

また、死刑の量刑を基礎付ける事実には誤認があることを理由とする再審（死刑の量刑再審）や、捜査や裁判の手続に憲法違反があることを理由とする再審（憲法違反を理由とする再審）を再審請求の理由に加えることとした。

2 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備

当該事件の過去の審理・判断に関与したことを除斥・忌避事由として明記することとした。

また、少なくとも重要な手続は公開して行うことを明記することとした。

3 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備

再審請求手続における再審請求人の主体的関与を可能にするための手続規定を整備するとともに、弁護人による実効的な援助を受ける権利を保障するために弁護人に関する規定も整備した。

4 再審における証拠開示制度の整備

再審における証拠開示制度を整備するとともに、その前提として記録及び証拠品の保管及び保存に関連する規定も整備した。

5 再審請求手続における検察官の役割の確認及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

再審請求手続における検察官の関与は、職権主義のもとで手続の主導権を有する裁判所が適正な手続進行を図るために必要と認める限度においてのみ認められるべきものに過ぎないので、再審請求手続における検察官の役割を確認する規定を設けることとした。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが繰り返されることが深刻な問題となっていることから、これを禁止することとした。

6 刑の執行停止に関する規定の整備

刑の執行停止（死刑確定者に対する拘置の執行停止を含む。）に関する規定を整備することとした。

第3 改正案の要点とその理由（改正項目と参照条文・基本的視点のみ掲記した。）

1 再審の理由

- (1) 再審開始要件（明白性）（改正案第435条第6号）（前記第2の1参照）
- (2) 死刑の量刑再審（改正案第435条第8号）（前記第2の1参照）
- (3) 憲法違反を理由とする再審（改正案第435条第9号）（前記第2の1参照）
- (4) 確定判決に代わる証明（改正案第437条（現行法第437条但書の削除））

2 裁判所

- (1) 管轄裁判所（改正案第438条但書）
- (2) 裁判官の除斥及び忌避（改正案第438条の2）（前記第2の2参照）
- 3 再審請求権者等
 - (1) 再審請求権者（改正案第439条第1項第4号及び第5号）
 - (2) 再審請求手続の受継（改正案第439条の2）
- 4 弁護士（前記第2の3参照）
 - (1) 国選弁護士（改正案第440条第2項ないし第8項）
 - (2) 接見交通権（改正案第440条第8項）
- 5 再審請求理由の明示と追加（改正案第441条の2）
- 6 再審請求の取下げ（改正案第443条第2項）
- 7 記録及び証拠品の保管及び保存（前記第2の4参照）
 - (1) 捜査に関する記録及び証拠目録の作成及び送付、書類及び証拠物の適正保管（改正案第196条の2ないし第196条の4、第246条）
 - (2) 裁判所不提出記録及び証拠品の保管及び保存（改正案第444条の2ないし第444条の4）
- 8 再審請求の審理手続（前記第2の2、3及び5参照）
 - (1) 再審請求手続期日（改正案第445条第1項、第445条の2第2項、第3項）
 - (2) 再審請求の理由の陳述（改正案第445条の6）
 - (3) 事実の取調べ（改正案第445条の7及び第445条の8）
 - (4) 意見の陳述（改正案第445条の14）
 - (5) 審理の終結及び決定日の告知（改正案第445条の15及び第445条の16）
- 9 証拠開示（前記第2の4参照）
 - (1) 再審請求手続外における証拠の閲覧謄写（改正案第444条の5）
 - (2) 再審請求手続における証拠開示（改正案第445条の9ないし第445条の13）
- 10 請求棄却の決定（改正案第447条第2項）
- 11 刑の執行停止（前記第2の6参照）
 - (1) 再審請求段階における刑の執行停止（改正案第442条）
 - (2) 再審開始決定に伴う刑の執行停止（改正案第448条第2項及び第3項）
- 12 不服申立て
 - (1) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止（改正案第450条第1項及び第450条の3）（前記第2の5参照）

- (2) 不服申立期間（改正案第450条）
- (3) 即時抗告審の審理手続並びに再審開始決定に伴う刑及び拘置の執行停止（改正案第450条の2）
- 1 3 再審公判（改正案第451条の2）
- 1 4 再審請求の費用補償（改正案第188条の7及び第188条の8）
- 1 5 旧法事件についての異議の申立て（改正案（刑事訴訟法施行法）第3条の2）